

令和4年11月1日
不動産・建設経済局建設業課

地方公共団体における工事に関するダンピング対策の「見える化」

他の団体の取組状況も参考にしながらダンピング対策における必要な措置を講じることができるよう、市区町村におけるダンピング対策の取組状況を「見える化」して公表します。

1. 背景

入札契約適正化法において、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項としてダンピング受注の防止が明記されており、入契法適正化指針においてはダンピング受注の防止を図る観点から低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」という。）を適宜見直すこととされています。

国土交通省では、総務省とも連携して、各地方公共団体に対して低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底すること等によりダンピング受注の排除を図ることを要請してきたところですが、その際、各地方公共団体におけるダンピング対策の「見える化」を通じて、ダンピング対策の取組の適切な見直しを図るため、調査基準価格及び最低制限価格の算定方式や設定範囲等を他の団体と比較できるように公表するとしていたところです。

2. 概要

各市区町村のダンピング対策の取組状況について、「令和3年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査」及び「令和4年中央公契連モデルへの改正状況調査」の結果をとりまとめ、以下の項目を「見える化」して公表します。

- ◆各市区町村の低入札価格調査制度の導入状況及び調査基準価格算定式の設定水準
- ◆調査基準価格を下回った入札件数のうち排除を行った入札件数の実績（排除率）
- ◆各市区町村の最低制限価格制度の導入状況及び最低制限価格算定式の設定水準

※制度の導入状況、算定式の設定水準は令和4年8月1日時点

調査基準価格を下回った入札件数のうち排除を行った入札件数の実績については、令和2年度実績

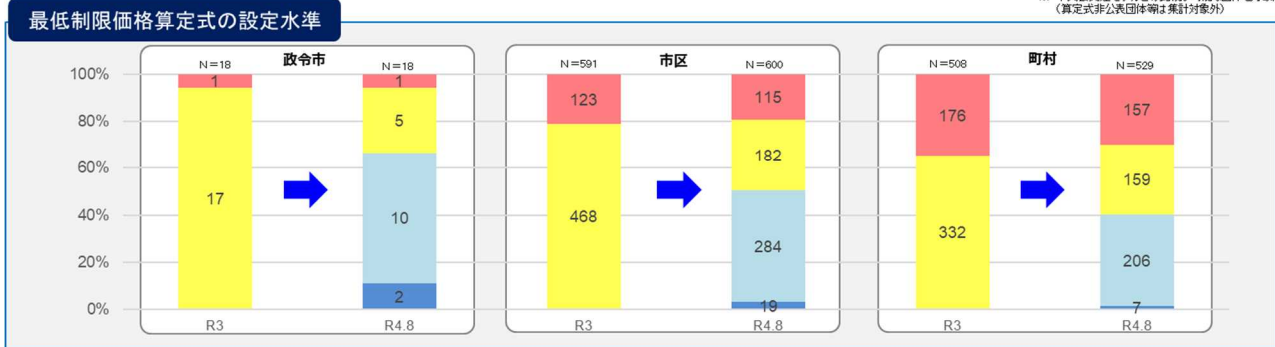
※添付資料等は、下記国土交通省ホームページに掲載しております。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00137.html

【「見える化」の一例】 ※グラフ内の数字は該当する市区町村数

■・・・R4年公契連モデル以上の水準 ■・・・R4年公契連モデル相当の水準 ■・・・H31年公契連モデル相当の水準 ■・・・H31年公契連モデル未満の水準

※中央公契連モデルとの比較が可能な団体を対象に集計（算定式非公表団体等は集計対象外）



【お問い合わせ先】

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 課長補佐 青木 係長 小田
TEL : 03-5253-8111 (内線 24786) 直通 : 03-5253-8278 FAX : 03-5253-1553